（総合資源エネルギー調査会令の一部改正）

第三十七条　総合資源エネルギー調査会令（平成十二年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表高圧ガス及び火薬類保安分科会の項を削る。

（経済産業省独立行政法人評価委員会令の一部改正）

第三十八条　経済産業省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表技術基盤分科会の項中「及び独立行政法人原子力安全基盤機構」を削る。

（鉱山保安協議会令の一部改正）

第三十九条　鉱山保安協議会令（平成十六年政令第三百三十号）の一部を次のように改正する。

第六条中「資源エネルギー庁原子力安全・保安院」を「経済産業省商務情報政策局鉱山・火薬類監理官」に改める。

（国土交通省組織令の一部改正）

第四十条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第十四条第十二号を削る。

第百四十九条中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第百五十条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第百五十四条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第百六十一条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

（環境省組織令の一部改正）

第四十一条　環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条」を「第二十六条」に、「第二十六条―第二十九条」を「第二十七条―第三十条」に、「第三十条―第三十五条」を「第三十一条―第三十六条」に、「第三十六条―第四十条」を「第三十七条―第四十一条」に、「第四十一条」を「第四十二条」に、「第四十二条」を「第四十三条」に、「第四十三条」を「第四十四条」に改める。

第三条第一項第十九号及び第二十号中「エネルギー需給勘定」の下に「及び電源開発促進勘定」を加え、同項第二十六号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）に規定する廃棄物」を「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの」に、「次条第一項第十一号及び第二十五条第一号を除き、以下」を「次号及び第二十九号並びに第十六条第二号及び第三号において」に改める。

第四条第一項第四号中「第二十七条第四号」を「第二十八条第四号」に改める。

第六条中第十五号を第十六号とし、第六号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。第十七条第四号及び第三十二条第七号において同じ。）に起因する事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。

第七条第六号中「第三十七条第七号及び第三十八条第五号」を「第三十八条第七号及び第三十九条第五号」に改める。

第十四条第五号及び第六号中「エネルギー需給勘定」の下に「及び電源開発促進勘定」を加える。

第十六条第四号中「廃棄物の排出」を「廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。第十七条第四号及び第二十五条第一号を除き、以下同じ。）の排出」に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を「廃棄物処理法」に改める。

第十七条第一号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を「廃棄物処理法第二条第二項」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　原子炉の運転等に起因する事故により放出された放射性物質により汚染された廃棄物（廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物を除く。）の適正な処理に関すること。

第十八条第二号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を「廃棄物処理法第二条第四項」に改める。

第十九条第二項中「二課」の下に「及び参事官一人」を加える。

第二十四条第四号中「環境安全課」の下に「及び参事官」を加える。

第二十五条第三号中「こと」の下に「（参事官の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第四十三条を第四十四条とする。

第四十二条第四項中「第四条第二十三号」を「第四条第二十四号」に改め、第四章中同条を第四十三条とする。

第三章中第四十一条を第四十二条とし、第二章第三節第五款中第四十条を第四十一条とし、第三十六条から第三十九条までを一条ずつ繰り下げる。

第三十五条第四号中「第六条第十六号」を「第六条第十七号」に改め、第二章第三節第四款中同条を第三十六条とする。

第三十四条第八号中「第六条第十五号」を「第六条第十六号」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十三条を第三十四条とし、第三十二条を第三十三条とする。

第三十一条中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　原子炉の運転等に起因する事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。

第三十一条を第三十二条とし、第三十条を第三十一条とし、第二章第三節第三款中第二十九条を第三十条とし、第二十六条から第二十八条までを一条ずつ繰り下げ、第二章第三節第二款中第二十五条の次に次の一条を加える。

（参事官の職務）

第二十六条　参事官は、命を受けて、公害に係る健康被害の補償及び予防に関する事務のうち重要事項に係るものをつかさどる。

附則に次の一項を加える。

（総合環境政策局環境保健部参事官の設置期間の特例）

4　第十九条第二項の参事官は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。